

報道関係者各位

令和2年6月29日

【照会先】

労働基準局労災管理課

課長補佐 小林 洋介

調整係長 小林 勇氣

(代表) 03(5253)1111(内線 5439)

(直通) 03(3502)6292

## 「労災保険制度における特別加入制度の対象範囲の拡大」を 検討するにあたり、国民の皆さまから提案・意見を募集します

～募集期間：6月29日（月）～8月14日（金）～

働き方が多様化する現在、複数就業者が増加しており、労働者以外の働き方で副業・兼業をする方が一定数おられます

厚生労働省では、このような社会経済情勢の変化を踏まえ、労災保険における特別加入制度の「対象範囲」や「運用方法」などについての見直しを行い、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で検討する際の参考とするため、「対象範囲」について、国民の皆さまから提案・意見を募集します。募集期間は、6月29日（月）から8月14日（金）です。詳細については、以下および添付の資料をご確認ください。

- 募集概要：添付の募集要項をご参照ください
- 募集期間：（第1回）6月29日（月）～8月14日（金）※第2回以降は9月以降に予定
- 応募先：以下のURLからウェブ専用フォームにアクセスし、必要事項をご入力の上、ご応募ください。
- URL：<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/tokubetukanyu>

### 「特別加入制度とは」

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に任意で加入を認めている制度です。

<その他 参考>

- ・特別加入制度に係るリーフレット等
- ・労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における関連資料

募集要項 「労災保険制度における特別加入制度の対象範囲の拡大」に係る提案・意見の募集について

別添1 労災保険制度における特別加入制度について

別添2 参考資料

「労災保険制度における特別加入制度の対象範囲の拡大」に  
係る提案・意見に関する募集要項

令和2年6月29日  
厚生労働省労働基準局労災管理課

厚生労働省は、労災保険制度における特別加入制度の対象として追加すべき業務・職業について、労働政策審議会労災保険部会（以下「労災部会」。）における検討の参考とするため、国民の皆さまからの提案・意見を募集します。

1. 提案・意見募集の背景

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。この制度は、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。具体的には、以下のような方々が対象となっています（別添1）。

- ① 中小事業主およびその事業に従事する労働者以外の方（役員等）
- ② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者およびその方が行う事業に従事する労働者以外の方（家族従事者等）
- ③ 特定作業従事者
- ④ 海外派遣者

このたび、雇用保険法等の一部を改正する法律案に関する国会審議における衆議院および参議院の附帯決議や労働政策審議会労災保険部会建議において、特別加入制度については、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切で現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこととされました（別添2）。

これを受け、現在、厚生労働省は、労災部会において特別加入制度の対象範囲や運用方法等の検討を行っており、今回、上記②または③について、労災保険制度における特別加入制度の対象として追加すべき業務・職業について、国民の皆さまから幅広く提案・意見を募集します。

2. 提案・意見をお寄せいただく期間

（第1回）令和2年6月29日（月）～8月14日（金）

※第2回以降は9月以降に予定しています。

### 3. 留意点

お寄せいただいた提案・意見は、今後、労災部会における検討の参考にさせていただきます。その際、氏名、連絡先等個人情報を除き、公表する場合がございますので、ご了承ください。

また、お寄せいただいた提案・意見について、9月以降に開催する労災部会で取り上げる際、労災部会にお越しいただき、提案・意見のご説明をお願いする場合がございます。その際は、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、提案・意見に個別に回答することは予定していませんので、あらかじめご了承ください。

意見提出に際してお聞きした個人情報の取り扱いには十分注意し、いただいた意見の確認の連絡、整理のみに利用させていただきます。

### 4. 提案・意見をお寄せいただく方法等

下記のURLからウェブ専用フォームにアクセスをして、必要事項をご記入の上、ご応募ください。

<URL : <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/tokubetukanyu>>

※ 電話、手紙等による提案・意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

※ 提案・意見のほか、氏名、年齢、連絡先、職業について、可能な範囲で記載していただけますようお願いいたします。なお、内容確認等のため、ご連絡させていただく場合があります。

## 1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

## 2 特別加入の対象者

- 特別加入の対象範囲は、労災保険法施行規則に規定されている。
- このため、新たな職種について労災保険の特別加入を認めるには、省令を改正する必要がある。

①中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者(役員等)

②労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)

- 個人タクシー業者、個人貨物運送業者等
- 大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
- 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
- 植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
- 医薬品の配置販売業者
- 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者
- 船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

③特定作業従事者

- 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者
- 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
- 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
- 危険有害な作業に従事する家内労働者等
- 労働組合等常勤役員
- 介護作業従事者及び家事支援従事者

④海外派遣者

## 3 保険給付

原則として、労働者の場合と同様の給付（二次健康診断等給付を除く。）

※ ②、③の一部については、通勤災害に関して給付が行われない。

## 4 保険料率

- ① :当該事業に適用される労災保険率と同一の率
- ②～④:同種・類似の事業又は作業を行う事業についての災害率等を考慮して定める率

## 5 給付基礎日額

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

# 特別加入の状況

○中小事業主等 事業主数 … 65万 682人  
 家族従事者数 … 44万 352人

	事業主数	家族従事者数
林業	2,074人	786人
漁業	1,573人	1,071人
鉱業	280人	302人
建設事業	320,044人	125,526人
製造業	98,111人	100,541人
運輸業	10,783人	9,797人
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	148人	203人
その他の事業	216,641人	201,256人
船舶所有者の事業	1,028人	870人

○一人親方等 加入者数 … 60万 8,347人  
 団体数 … 3,563団体

個人タクシー・個人貨物運送業者	182団体	9,344人
建設業の一人親方	3,143団体	594,858人
漁船による自営漁業者	66団体	1,688人
林業の一人親方	109団体	1,732人
医薬品の配置販売業者	15団体	166人
再生資源取扱業者	22団体	468人
船員法第1条に規定する船員	26団体	91人

○特定作業従事者 加入者数 … 10万 9,688人  
 団体数 … 1,319団体

農作業従事者		
特定農作業従事者	443団体	67,305人
指定農業機械作業従事者	409団体	30,574人
訓練従事者		
職場適応訓練従事者	50団体	248人
事業主団体等委託訓練従事者	106団体	8,357人
家内労働者		
金属等の加工の作業	28団体	156人
洋食器・刃物等の加工の作業	6団体	24人
履物等の加工の作業	5団体	52人
陶磁器製造の作業	1団体	0人
動力機械による作業	10団体	55人
仏壇・食器の加工の作業	0団体	0人
労働組合等常勤役員	15団体	122人
介護作業従事者・家事支援従事者	246団体	2,795人

○海外派遣者 加入者数 … 9万 6,876人  
 事業場数 … 1万 392事業場

技術協力(JICA等)	67事業場	3,811人
労働者	7,855事業場	86,652人
代表者等	2,470事業場	6,413人

特別加入者数 合計:190万5,945人  
 (いずれも平成30年度末時点(速報値))

# 参考資料

## ●労働政策審議会建議(令和元年12月23日)(抄)

### 4 その他運用に関する留意点

#### (3)特別加入制度の在り方

現在、働き方が多様化し、複数就業者数が増加するとともに、労働者以外の働き方で副業している者も一定数存在する。

また、特別加入制度創設時の昭和40年当時にはなかった新たな仕事(例えばIT関係など)が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。

このような社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。

## ●雇用保険法等改正法案の審議における附帯決議

### ・衆議院附帯決議(令和2年3月18日)(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十三 労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。

### ・参議院附帯決議(令和2年3月31日)(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。